

磐田市立磐田南小学校「いじめ防止基本方針」

令和5年5月改定

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 本校の認識

いじめ問題に素早く組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員が共有する。また、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に無関係な児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定した。

(3) いじめ防止のための基本姿勢

- ①「いじめは絶対に許さない」という強い気持ちの対応
- ②すべての児童に常に意識をおいた、児童の心に寄り添った温かい支援
- ③自尊感情を育む教育活動の推進
- ④未然防止
- ⑤早期発見
- ⑥早期対応
- ⑦家庭・地域との連携

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会（毎月1回）

＜内容＞各学年の児童の情報交換及び共通理解

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、各学年主任、必要に応じて学級担任

(2) 「ハートケアタイム」（5月、10月）

＜内容＞各学年児童の情報交換及び共通理解
全職員

(3) ケース会議（対応策検討委員会）

＜内容＞該当のいじめに対する対応策の検討

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学級担任、
該当学年主任、関係職員

3 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止のための取組

- ①いじめが起こりにくい集団づくり
 - ア 教職員と児童との信頼関係づくり
 - イ 児童同士の望ましい人間関係づくり
- ②児童が自らいじめについて考える場や機会の設定
 - ア 道徳の時間の充実
 - イ 児童が主体的にいじめについて考える学級活動の設定
- ③インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
 - ア 情報モラル教育の充実
 - イ 外部講師による情報モラルに関する学習会の開催（4年生 7月）
- ④学校相互間（みなみが野学府）の連携協力体制の整備
 - ア 南部中学校や長野小学校との情報交換や交流学习の実施

(2) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- ①いじめの早期発見
 - ア 全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。
 - イ 人間関係プログラム（効果測定ソフト）による学級分析を行い、児童や学級集団の実態をつかむ
 - ウ 気になる児童がいた場合は、学年主任、生徒指導主任に報告。情報を共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
 - エ 様子に変化が見られる場合は、担任を中心に積極的な働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を面談で確かめる。
 - オ 「相談アンケート」（学校生活に関するアンケート）を年間3回（6月、10月、2月）実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。
- ②いじめの早期解決
 - ア いじめに関する相談を受けたり発見したりしたときには、学級担任だけで抱え込むことなく、速やかに管理職、生徒指導主任、学年主任に報告し、事実関係を確認する。
 - イ ケース会議（対応策検討会議）を開催し、学校体制で解決する。
 - ウ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - エ 傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同様であるということを指導する。

- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- カ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし、学校側の情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ② 学校や家庭に児童が話すことができない状況であれば、「磐田市子ども相談室」、ハロー電話「ともしび」や「こころの電話」等のいじめ問題の相談窓口の利用を検討する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、磐田市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。